

八戸市感染症予防計画

令和6年3月

八 戸 市

目次

はじめに	4
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	4
1 事前対応型行政の構築	4
2 市民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	4
3 人権の尊重	4
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	4
第2 感染症の発生の予防のための施策	5
1 基本的な考え方	5
2 感染症発生動向調査	5
3 感染症の発生の予防のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携	6
4 関係各機関及び関係団体との連携	7
5 保健所の役割	7
6 検疫所との連携	7
第3 感染症のまん延を防止するための施策	7
1 基本的な考え方	7
2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院（対人措置）	7
3 感染症の診査に関する協議会	8
4 消毒その他の措置（対物措置）	8
5 積極的疫学調査	9
6 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携	9
7 関係各機関及び関係団体との連携	9
8 検疫所の対応	10
第4 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	10
1 基本的な考え方	10
2 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	10
3 関係各機関及び関係団体との連携	10
第5 感染症に関する人材の養成	10
1 基本的な考え方	10
2 感染症に関する人材の養成	10
3 関係各機関及び関係団体との連携	11
第6 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	11
1 基本的な考え方	11
2 感染症に関する啓発及び知識の普及	11
3 患者情報の流出防止等のための具体的方策	11
4 その他の方策	11
5 関係各機関及び関係団体との連携	12
第7 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国	

との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）	12
1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策...	12
2 緊急時における国・県との連絡体制	12
3 緊急時における関係地方公共団体等との相互間の連絡体制	13
4 緊急時における関係団体との連絡体制	13
5 緊急時における情報提供	13
第8 新興感染症発生・まん延時における対応	13
1 検査体制の強化	13
2 宿泊療養施設の確保	14
3 保健所体制の強化	14
4 感染症患者等の移送体制の整備	15
5 外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備	15

はじめに

国では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）を一部改正し、都道府県が定める予防計画の記載事項を充実させるほか、新たに保健所設置市においても予防計画を定めることとするなど、感染症対策の一層の充実を図ることとした。

そのため、本市においても、法第9条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本指針（以下「基本指針」という。）及び、法第10条第1項の規定に基づき、県が定める予防計画（以下「県計画」という。）に即して、法第10条第14項の規定に基づき、本計画を定めるものである。

本計画は、本市における感染症の予防のための施策の実施について定めるもので、今後、本市の感染症対策の実施に当たっては、本計画に基づき、具体的な施策を講ずるものとする。

なお、本計画は、基本指針又は県計画が変更された場合、若しくは本計画の策定又は変更後の状況に変化が生じた場合に再検討を加え、必要に応じ、これを変更する。

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

感染症対策について、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに市民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、基本指針、本計画及び法第11条の規定に基づき厚生労働大臣が作成する特定感染症予防指針（以下「特定感染症予防指針」という。）に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組む。

2 市民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、既知の多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集及び分析とその分析の結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報の市民への積極的な公表を進めつつ、市民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

3 人権の尊重

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、市民一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努める。

また、感染症に関する個人情報の保護には十分留意し、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努める。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があり、市民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、感染症の発生状況等の的確な

把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、その他の関係者が適切に連携して迅速かつ確に対応できる体制の整備を行うとともに、基本指針及び本計画に基づき、また健康危機管理の段階に応じた行動計画の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制を構築する。

第2 感染症の発生の予防のための施策

1 基本的な考え方

(1) 事前対応型行政の構築を中心とした対策

感染症の発生の予防のための対策の実施に当たっては、感染症の発生の状況や動向を把握するための感染症発生動向調査体制の整備、基本指針、県計画、本計画及び特定感染症予防指針に基づく取組等を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築を中心として、具体的な感染症対策を企画、立案及び実施し、その評価を行う。

(2) 日常行うべき施策

感染症の発生の予防のために日常行うべき施策は、感染症発生動向調査がその中心としてなされるものであり、さらに、食品衛生対策や環境衛生対策、検疫所における感染症の国内への侵入防止対策に対する協力等について、関係機関との連携を図りながら具体的に講ずる。

(3) 予防接種の推進

予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、医師会等と連携して、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の推進を図るとともに、医師会等と十分な連携の下で、個別接種の推進その他の対象者がより安心して予防接種が受けられる環境の整備に努める。

さらに、市民が予防接種を受けようとする場合、予防接種が受けられる場所、期間等について積極的に情報提供するものとする。

2 感染症発生動向調査

(1) 感染症発生動向調査の趣旨

感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進にあたり、最も重要で基本的な事項であり、積極的に推進する。

(2) 感染症発生動向調査の推進

感染症発生動向調査の実施について、当該調査が精度管理を含めた全国一律の基準及び体系を進めていくことが不可欠であることから、特に医師に対して、当該調査の重要性について理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進める。

また、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症についても、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、指定届出機関から届出が適切に行われるよう努める。

(3) 医師の届出義務の周知等

一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感

染症にかかっていると疑われる者については、法に基づく健康診断や良質かつ適切な医療の提供等が迅速かつ適切に行われる必要があり、また、四類感染症については、病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症のまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、法第 12 条に規定する医師の届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体その他必要な物件の提出の協力を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえ、発生動向調査の実施方法の見直しやデジタル化が進む中での迅速かつ効果的に情報を収集・分析する方策について検討する。

(4) 感染症の動物等の届出に係る対応

獣医師等から法第 13 条の規定による届出を受けた場合には、当該届出に係る動物等が感染症を人に感染させることを防止するため、県及び県型保健所（以下「県等」という。）、県動物愛護センター、その他の関係機関と相互に連携して、速やかに第 3 の 5 に定める積極的疫学調査の実施その他必要な措置を行う。

(5) 感染症発生動向調査体制の構築等

感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、さらに、感染症の発生の予防及びまん延を防止するために極めて重要な意義を有している。このため、市は、関係機関と連携して、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び提供できる体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに一定の基準及び体系で一元的に機能する感染症発生動向調査体制を構築する。

(6) 新型インフルエンザ等感染症等の新興感染症及び海外の感染症情報の収集及び提供

新型インフルエンザ等感染症等の新興感染症が発生した場合、発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集については、県や国立感染症研究所及び検疫所をはじめとする関係機関から収集し、市民や医師等の医療関係者に対して情報提供する。

この他、海外の感染症情報についても、県や国立感染症研究所等の関係機関から収集し、市民や医師等の医療関係者に対して情報提供する。

3 感染症の発生の予防のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携

(1) 食品衛生対策との連携

飲食に起因する食品媒介感染症の予防のため、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導は他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の提供や指導については、感染症対策部門が主体となり、相互に連携を図りながら対策を講ずる。

(2) 環境衛生対策との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の予防のために、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報提供、関係業種への指導等について市の感染症対策部門と環境衛生部門とが相互に連携を図りながらその対策を講じる。

なお、感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫については、地域の実情にあわせて適切に実施し、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮する。

4 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、感染症対策部門、食品衛生部門、環境衛生部門等が適切に連携を図るとともに、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図る。さらに、医師会等との連携体制を構築する。

5 保健所の役割

保健所は、感染症に関する情報の提供や相談を行うほか、感染症の予防及びまん延防止のための法に基づく措置の実施など、感染症対策の中核的機関として、感染症の予防のための役割を担う。

6 検疫所との連携

検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の報告を受けた場合には、検疫所と連携を図り、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。

第3 感染症のまん延を防止するための施策

1 基本的な考え方

(1) 迅速かつ的確な対応と社会全体の予防の推進

感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、患者等の人権を尊重しながら迅速かつ的確に対応する。また、市民自らによる予防と良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進する。

(2) 情報提供を通じた予防の促進

感染症発生動向調査等による感染症に関する情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた市民と医療関係者等の理解と協力に基づいて、市民自らが予防に努め健康を守る努力を行うよう促す。

(3) 人権を尊重した対人措置

対人措置（法第4章に規定する措置をいう。以下同じ。）等一定の行動制限を伴う対策は、必要最小限のものとし、患者等の人権を尊重しながら行う。

(4) 感染症発生動向調査を活用した措置の実施

対人措置及び対物措置（法第5章に規定する措置をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、感染症発生動向調査により収集された情報を適切に活用する。

(5) 集団発生時における役割分担及び連携体制の事前構築

事前対応型行政を進める観点から、特定の地域に感染症が集団発生した場合における県や医師会等との役割分担及び連携体制について、まん延防止の観点からあらかじめ構築する。

(6) 他の市町村等との連携体制の事前構築

複数の市町村等にまたがるような広域的な感染症の発生に備えて、県及び他の市町村等との連携体制をあらかじめ構築する。

(7) 臨時の予防接種の実施

県による予防接種法第6条に基づく臨時の予防接種の実施が指示された場合に当たっては、適切にこれを行うようにする。

2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院（対人措置）

(1) 基本的な考え方

対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報をその措置の対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第 20 条第 6 項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

(2) 検体の採取等

検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とする。

(3) 健康診断

健康診断の勧告等については、病原体の感染経過その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。

また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、情報の提供を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

(4) 就業制限

就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、対象者その他の関係者に対して周知等を行う。

(5) 入院

入院の勧告等に基づく入院においては、医師等医療関係者から患者等に対する十分な説明と同意に基づいた医療の提供が基本である。このため、入院後においても、法第 24 条の 2 に基づく処遇についての苦情の申出や、必要に応じて十分なカウンセリング（相談）を通じて、患者等の精神的不安の軽減が図られるよう、医療機関に要請する。

入院の勧告等を行うに際して、患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関する事項等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行う。

また、入院勧告等を実施した場合には、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等の統一的な把握を行う。

(6) 退院請求

入院の勧告等に係る患者等が、法第 22 条第 3 項に基づく退院請求を行った場合には、当該患者等がその病原体を保有しているかどうか等についての確認を速やかに行う。

3 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会は、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等への医療及び人権の尊重の視点も必要であることから、感染症の診査に関する協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮する。

4 消毒その他の措置（対物措置）

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、可能な限り関係者の理解を得ながら実施するとともに、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとする。

5 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査の実施

法第 15 条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査（以下「積極的疫学調査」という。）は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症の発生の状況に異状が認められる場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他市長が必要と認める場合に的確に実施する。

(2) 関係機関との連携

積極的疫学調査を実施する場合にあつては、市の関係部局、県等及び医師会等と密接な連携を図るとともに、必要に応じて国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター、県等や関係機関等の協力を求め、調査を実施する。また、協力の求めがあつた場合は必要な支援を積極的に行う。

(3) 緊急時における県等との連携

緊急時において、県等が積極的疫学調査を実施する場合には、市は県等と連携を取りながら必要な情報の収集を行う。

6 感染症のまん延の防止のための対策と食品衛生対策及び環境衛生対策との連携

(1) 食品衛生対策との連携

ア 食品媒介感染症発生時の連携

食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、食品衛生部門にあつては主として病原体の検査等を行い、感染症対策部門にあつては患者等に関する情報を収集するといった役割分担により、相互に連携を図りながら迅速な原因究明を行う。

イ 食品媒介感染症に係る病原体等の判明時の連携

病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、食品衛生部門にあつては、食品等による被害の拡大を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門にあつては必要に応じて消毒等を行う。

ウ 二次感染の防止

二次感染による感染症のまん延を防止するため、感染症対策部門において感染症に関する情報の提供その他必要な措置を講じる。

エ 原因究明のための連携

原因食品等の究明に当たっては、県等、青森県衛生研究所を含む国公立試験研究機関及び登録検査機関等との連携を図る。

(2) 環境衛生対策との連携

水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のための対策を講ずるに当たっては、感染症対策部門と環境衛生部門との連携を図る。

7 関係各機関及び関係団体との連携

感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、国、県、他市町村や病院等の関係機関及び医師会等の関係団体との連携強化を図る。

8 検疫所の対応

検疫所より検疫手続きの対象となる入国者について、感染症の病原体の保有が明らかになった場合又は検疫感染症及び新感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されない入国者の健康状態の異常を確認した旨の報告を受けた場合には、県等と連携を図りながら感染対策の措置を行う。

第4 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

1 基本的な考え方

感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染症の拡大防止の観点から極めて重要である。このため、県等の検査施設との連携の下、病原体等の検査体制等を構築する。

このほか、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関や民間検査機関に対し、病原体等の検査に係る情報提供を行う。

また、広域的にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、必要な対応についてあらかじめ県や近隣の市町村等との協力体制を構築するよう努める。

2 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

病原体に関する情報と患者に関する情報の一元化を図るため、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できるよう努める。

3 関係各機関及び関係団体との連携

病原体等の情報の収集に当たっては、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進める。

第5 感染症に関する人材の養成

1 基本的な考え方

国内において感染者が減少している感染症や新たな感染症対策に対応できる人材を確保するため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材を養成することに努める。

2 感染症に関する人材の養成

(1) 市における人材の養成

感染症に関する知識の向上を図るため、国立保健医療科学院及び国立感染症研究所、県のほか各関係機関及び関係団体等で実施される感染症に関する研修会に、保健所等の職員を積極的に派遣するとともに、感染症対策に関する研修会を開催する。

さらに、感染症に関する研修会や講習会により感染症に関する知識を習得した職員等を、保健所等において積極的に活用する。

(2) 医療機関等における人材の養成への働きかけ

医療機関等においては、感染症が発生した場合に備えて感染症に関する知識を習得しておく必要があるため、市は、医療機関等に対して、感染症に関する研修会に積極的に職員を派遣するとともに、講習会等を開催する等により人材の養成を図るよう働きかける。

(3) 医師会及び獣医師会等における人材の養成

医師会及び獣医師会等においては、必要に応じて、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うものとする。

3 関係各機関及び関係団体との連携

関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用等に努める。

第6 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

1 基本的な考え方

(1) 市に関する基本的事項

感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行うとともに、感染症のまん延を防止するための法に基づく必要な調査及び措置を行うに当たっては、感染症の患者等の人権を尊重する。

(2) 医師等に関する基本的事項

医師等医療関係者においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供する。

(3) 市民に関する基本的事項

市民においては、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、差別や偏見によって、患者等の人権を損なうことのないよう配慮する。

2 感染症に関する啓発及び知識の普及

(1) 市の役割

診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除、感染症の予防についての正しい知識の普及のため、広報誌等を活用した啓発、パンフレットの作成、キャンペーンや各種研修会の実施、教材の作成を行い、感染症にかかった児童生徒等の再登校、感染症の患者の円滑な職場への復帰のために必要な施策を講ずる。

(2) 関係機関との連携

感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することが効果的かつ効率的であるため、市においては、感染症対策部門と教育部局及び産業労働部局等の関係部局が相互に連携を図りながら、必要な施策を講ずる。また、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、住民等に対して感染症に関する情報提供及び相談等を行う。

3 患者情報の流出防止等のための具体的方策

患者に関する情報の流出の防止のため、関係職員に対する研修等を通じ個人情報の保護に関する知識及び意識の向上を図るとともに、医療機関に対して注意喚起を行う。

なお、デジタル化が進む中で、データによる情報の保護及び管理についても十分留意する必要がある。

4 その他の方策

(1) 医師の届出事実の説明

患者等のプライバシーを保護するため、市は、医師が法第12条第1項の規定による届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するように努めるよう徹底を図る。

(2) 報道機関との連携等

感染症に関して誤った情報や不適當な報道がなされないために、また、感染症が発生した場合等に市民に速やかに情報を提供するために、平常時から報道機関と密接な連携を図る。

また、感染症の患者等が発生した場合等において情報提供をするときには、患者のプライバシーと情報提供の必要性との均衡を考慮し、必要最小限の内容にとどめる。

5 関係各機関及び関係団体との連携

県及び医師会等と密接な連携を図るため、それぞれ定期的に情報交換を行う。

第7 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

(1) 計画の策定

一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、県と連携し、当該感染症の患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な計画を定める。

(2) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止の対策

感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

(3) 国・県からの指示があった場合の対応

国・県が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための緊急の必要があると認め、市に対して必要な指示を行ったときは、その指示に基づき、国・県と連携しながら迅速かつ的確な対策を講じる。

(4) 国・県からの要請があった場合の対応

国・県が、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認めるときに、市に対して、その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請したときは、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。

(5) 国等の支援があった場合の対応

新感染症の患者の発生やそのまん延、生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、市が単独で対応することが困難な状況あるいは市において十分な知見が集積されていない状況で、感染症対策が必要とされる場合には、国又は県等が必要と認め又は市が要請して派遣される職員や専門家の支援等を受けながら、適切な対策が講じられるようにする。

2 緊急時における国・県との連絡体制

(1) 国・県との連携

法第12条第2項に規定する感染症の発生状況等に関する国への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合やその他感染症への対応について緊急と認める場合

にあつては、国・県との密接な連携を図る。

緊急時においては、国・県から感染症の患者の発生の状況や医学的な知見など市が対策を講じる上で有益な情報を受けるとともに、当該地域における患者の発生状況（患者と疑われる者に関する情報を含む。）等についてできるだけ詳細な情報を収集し、国・県へ提供する。

（２）検疫所との連携

検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨報告を受けた場合には、検疫所と連携を図り、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行う。

３ 緊急時における関係地方公共団体等との相互間の連絡体制

（１）関係地方公共団体との連絡体制

関係地方公共団体と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要に応じて、相互に応援職員、専門家の派遣等を行う。また、消防機関に対して、感染症に関する情報等を適切に連絡する。

（２）関係地方公共団体に対する情報提供等

関係地方公共団体に対して、医師からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要な対応を要請する。

４ 緊急時における関係団体との連絡体制

医師会等その他の関係団体との緊密な連携を図る。

５ 緊急時における情報提供

緊急時においては、市民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など市民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報提供を図る。

また、SNS等で誤った情報や不適切な内容が配信されている場合は、パニック防止という観点も考慮しつつ、より正確な情報提供に努める。

なお、この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行うよう努める。

第８ 新興感染症発生・まん延時における対応

１ 検査体制の強化

（１）基本的な考え方等

新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、連携協議会等を活用し、県等と連携を図る。

新興感染症のまん延に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、県が平時から行う青森県衛生研究所等の体制整備や民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定等も踏まえつつ、必要となる検査の実施体制を整備する。

新興感染症の発生時は、感染が急拡大した場合にも十分な検査体制が確保できるよう、国からの情報提供を受け、又は自ら民間検査機関に関する情報の収集等を行い、必要に応じて民間検査機関と契約すること等により検査体制の充実を図る。

（２）数値目標

①検査実施能力

	流行初期	流行初期以降
合計	(465) 件/日	(4,166) 件/日
青森県衛生研究所	(419) 件/日	(419) 件/日
医療機関、民間検査機関等	(46) 件/日	(3,747) 件/日

※県と連携して実施することから、県計画の目標数値（県内における検査実施能力（総数））を記載。（流行初期は、青森県衛生研究所での検査が主体となるものと想定し、流行初期以降は、青森県衛生研究所の役割が、有症状者等の PCR 検査から変異株の遺伝子解析等にシフトするものと想定）

2 宿泊療養施設の確保

宿泊療養施設の確保・運営に係る役割分担については、連携協議会等を活用し、検討する。

3 保健所体制の強化

(1) 基本的な考え方等

保健所体制の整備に当たっては、県等と連携し平時から ICT を活用しつつ、業務の効率化や県への業務の一元化を図りながら、保健所職員及び本庁等からの応援職員、IHEAT 要員(※)等による応援人材の受入れ体制を構築し、必要に応じて業務の外部委託を検討することにより、保健所体制を強化する。

また、保健所においては、新興感染症の流行初期から多くの感染症対応業務が発生することが想定されるため、流行開始から1ヶ月間の業務量に十分に対応可能な感染症有事体制を構成する人員（保健所職員及び本庁等からの応援職員、IHEAT 要員等）を確保する。

さらには、保健所における即応体制を確実に構築する観点から、感染症有事体制を構成する人員を対象とした研修・訓練等を実施する。

(※) IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) とは、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのことであり、IHEAT 要員とは、IHEAT の仕組みにより保健所等からの業務支援の要請を受けることについて、あらかじめ承諾している保健師等の専門職。

(2) 数値目標

①保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数

保健所における体制整備の目標

項目	目標値
保健所の感染症対応業務を行う人員確保数	103人

※ 令和4年1月から9月までの期間、新型コロナウイルス感染症対応に従事した保健所職員及び本庁応援職員等の人数を基にした1か月当たりの平均人数

②IHEAT 要員の確保数

IHEAT 研修受講者数	14人
--------------	-----

※ 令和5年度に青森県が実施したIHEAT研修の受講者数

③保健所職員等の研修、訓練回数

保健所職員等の研修、訓練回数	年1回以上
----------------	-------

4 感染症患者等の移送体制の整備

感染症の患者等の移送に当たっては、病原体の特性に応じた感染の拡大防止を基本とし、感染症の患者等の人権に配慮するとともに、当該患者等と移送従事者の安全を確保することとし、平時から感染症の患者等の迅速かつ適切な移送体制の整備を図る。

患者の移送体制の整備に当たっては、移送に必要な人員体制に係る役割分担や移送車両の確保のほか、一類感染症、二類感染症、新興感染症の発生及びまん延時に、積極的疫学調査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合を想定し、平時から市の関係部局による応援体制や、民間事業者等への業務委託等について検討する。

消防機関との連携体制の構築に当たっては、感染症の患者の症状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、国の考え方を参考の上、連携協議会等での協議を踏まえ、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意した役割分担や、情報共有の枠組みを検討する。

また、一類感染症、二類感染症、新興感染症の患者又は疑似症患者並びに当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等の実施についても、連携協議会等の協議を踏まえ、定期的な実施を検討する。なお、新感染症の所見がある者を移送する場合にあっては、国の技術的な指導、助言及び協力を求め、迅速かつ適切に対応する。

5 外出自粛対象者等の療養生活等の環境整備

宿泊・自宅療養者の健康観察について、保健所の業務ひっ迫を防ぐとともに、基礎疾患のある者等の重症化リスクの高い患者等の容体の急変等を迅速に把握し、迅速に医療につなげる観点から、医療機関や医師会、民間事業者等と連携のうえ、迅速かつ適切に健康観察を行うことのできる体制を構築する。健康観察等を効率的に行うため、ICTを積極的に活用する。

併せて、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、民間事業者への委託等を活用するとともに、介護保険サービスや障害福祉サービス等を受けている場合には、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携する。

また、妊産婦等に対しても、関係機関と連携した生活支援等を行う体制を確保する。

さらには、高齢者施設や障害者施設等に対して、医療機関等と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておき、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延防止に努める。